

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 九千四百四十平方メートル

（変更後） 一万四百九十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 六八四台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 五四三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 三三五平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 三五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 六九立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 七九立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設① 午前六時から午後九時

荷さばき施設② 午前六時から午後九時

（変更後） 荷さばき施設① 午前六時から午後九時

荷さばき施設② 午前六時から午後九時

荷さばき施設③ 午前六時から午後九時

### ハ 変更年月日

令和二年八月十二日

### ニ 届出年月日

令和元年十二月十一日

二 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課